

福岡県公報

平成二十五年三月二十九日
第三千四百八十三号
増刊 ②

目次

規 則 (第四号一第十一号)

○福岡県財務規則等の一部を改正する規則 (会計管理局会計課)	二
○福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁体育スポーツ健康課)	二
○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (公園街路課)	三
○福岡県身体障害者授産指導所規則及び福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (障害者福祉課)	三
○福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則 (障害者福祉課)	四
○福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則 (農山漁村振興課)	四
○福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課)	五
○福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課)	五
告 示 (第五百六十八号一第五百七十三号)	
○福岡県国民健康保険診療報酬審査委員会の数の一部改正 (医療保険課)	七
○収納代理金融機関の指定の一部改正 (会計管理局会計課)	七
○福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定の一部を改正する告示 (財政課)	八
○航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域の一部の改正 (環境保全課)	八

○県が管理する港湾施設の概要の一部改正 (港湾課)	八
○農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示 (農村森林整備課)	八

訓 令 (第二号一第四号)

○福岡県公印規程の一部を改正する訓令 (行政経営企画課)	十
○福岡県県営林看守人服務規程の一部を改正する訓令 (林業振興課)	十
○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課)	十二

議 会

○福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示 (議会議務局総務課)	十二
-----------------------------------	----

教 育 委 員 会

○福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課)	十三
○福岡県公立学校職員の金融機関への口座振替額の通知に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁教職員課)	十三
○福岡県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁文化財保護課)	十三
○福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)	十四
○福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 (教育庁総務課)	十四

選 挙 管 理 委 員 会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正 (市町村支援課)	十五
--------------------------------------	----

人 事 委 員 会

○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	二十
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	二十一
○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	二十一
○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	二十一

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……二十二

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……二十二

○平成二十五年改正条例附則第八項の規定による研究職給料表の経過的特例に関し必要な事項を定める規則(人事委員会事務局給与公平課)

……二十二

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……二十四

○福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……二十七

○福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……二十八

○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……二十八

○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事委員会事務局給与公平課) ……二十九

任用委員会

○福岡県任用委員会の文書の取扱いに関する規程

(用地課) ……二十九

規 則

福岡県財務規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第四号

福岡県財務規則等の一部を改正する規則

(福岡県財務規則の一部改正)

第一条 福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。
第七十六条中「の百分の三に百分の百五」を「に、第一号に掲げる率及び第二号に

掲げる率」に改め、同条に次の各号を加える。

一 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める率

イ 前年度に売り渡した証紙の総額が二十五億円以下の売りさばき人(ハに掲げる者を除く。) 百分の三

ロ 前年度に売り渡した証紙の総額が二十五億円を超える売りさばき人 百分の二

ハ その他知事が別に定める売りさばき人 百分の二・二

二 消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二十九条に規定する税率と当該税率に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の八十三に規定する税率を乗じて得た率を合計した率に一を加えた率

第百五十条中「第百六十七条の八第三項」を「第百六十七条の八第四項」に改める。

第百六十三条第一項中「ものの購入及び」の下に「契約並びに」を加える。
第百七十三条第一項中「三・一パーセント」を「三・〇パーセント」に改める。

別表四の25積立金の項中「一件の金額千円以上のもの」を削る。

様式第百三十一号その三、様式第百三十二号その三、様式第百三十三号及び様式第百三十四号中「31パーセント」を「30パーセント」に改める。

(福岡県財務規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 福岡県財務規則の一部を改正する規則(平成十三年福岡県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五号

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則（平成十七年福岡県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「財団法人福岡県スポーツ振興公社」を「公益財団法人福岡県スポーツ振興センター」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例（平成二十四年福岡県条例第四十五号）の施行期日は、平成二十五年四月二十七日とする。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七号

福岡県身体障害者授産指導所規則及び福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

（福岡県身体障害者授産指導所規則の一部改正）

第一条 福岡県身体障害者授産指導所規則（昭和三十七年福岡県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園規則

第一条中「福岡県身体障害者授産指導所（以下「指導所」という。）の授産科目、入所手続」を「福岡県障害者就労支援ホームあけぼの園（以下「あけぼの園」という。）の訓練科目、利用手続」に改める。

第二条の見出しを「（訓練科目）」に改め、同条中「指導所」を「あけぼの園」に、「授産科目」を「訓練科目」に改める。

第三条の見出しを「（利用手続等）」に改め、同条第一項中「指導所に入所しよう」を「あけぼの園を利用しよう」に、「第十八条第三項」を「第十八条第二項及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号」に、「指導所」を「あけぼの園」に改め、同条第二項中「指導所に入所することになった者（以下「入所者」という。）は、入所」を「あけぼの園を利用する者（以下「利用者」という。）は、利用」に改める。

第四条第一項中「指導所」を「あけぼの園」に改める。

第五条（見出しを含む。）及び第六条中「入所者」を「利用者」に改める。

第七条中「入所者」を「利用者」に、「指導所」を「あけぼの園」に改める。

第八条中「入所者」を「利用者」に改める。

（福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則の一部改正）

第二条 福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例施行規則（昭和五十五年福岡県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県障害者リハビリテーションセンター条例施行規則

第一条中「福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例」を「福岡県障害者リハビリテーションセンター条例」に改める。

第二条第一項中「福岡県身体障害者リハビリテーションセンター」を「福岡県障害者リハビリテーションセンター」に、「肢体不自由者の治療及び訓練」を「障害者の自立訓練その他必要な支援及び治療」に改める。

第三条の見出しを「（利用資格）」に改め、同条中「に入所する」を「を利用する」に、「更生」を「自立」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法

律第二百二十三号。以下「法」という。) 第四条第一項に規定する障害者であつて、法第二十二條第八項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けたもの

第四条の見出しを「(利用期間)」に改め、同条中「入所者の入所期間」を「センターを利用する者(以下「利用者」という。)の利用期間」に改め、「法第九条に規定する」を削る。

第五条の見出しを「(利用手続)」に改め、同条第一項中「センターに入所しようとする者(法第十八條第三項)を「センターを利用しようとする者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十八條第二項及び知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六條第一項第二号)に改め、同条第二項中「センターに入所することとなつた者は、入所」を「利用者は、利用」に改める。

第六条の見出しを「(利用者の義務)」に改め、同条中「入所者」を「利用者」に、「更生訓練」を「自立訓練」に改める。

第七條中「入所者」を「利用者」に、「忘失」を「亡失」に改める。

別記様式中「~~福岡県児童福祉関係費用徴収規則~~」を「~~福岡県児童福祉関係費用徴収規則~~」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第八号

福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県児童福祉関係費用徴収規則(昭和五十一年福岡県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一備考2中「の規定」を「及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額額の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)」に係る取扱いについて」

の施設」に改め、同表備考4③中「児童(若)」の次に「、法第21条の5の3により障害児通所支援を受ける児童」を加え、「障害児施設」を「障害児入所施設」及び「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条 福岡県児童福祉関係費用徴収規則の一部を次のように改正する。

別表第一備考4④中「、第13項、第14項及び第15項」を「及び第12項から第14項まで」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第九号

福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則

福岡県森林法施行細則(平成十二年福岡県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第二項中「第二条」を「第四条」に改める。

第十四條中「第十五條第一項」を「第四十八條第一項」に改め、同條第一号中「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の樹立等に関する規程(平成十年農水省訓令第十五号)第九條第一項の」を「法第五條第一項の地域森林計画又は法第七條の二第一項の規定による国有林森林計画における」に改める。

第十五條中「第十五條第二項」を「第四十八條第二項」に改める。

第十六條第一項中「第十五條第二項第一号」を「第四十八條第二項第一号」に改め、

同條第二項中「第十五條第二項第二号」を「第四十八條第二項第二号」に改める。

第十七條第一項及び第二項中「第十五條第二項第三号」を「第四十八條第二項第三号」に改め、同條第三項中「第十五條第二項第一号」を「第四十八條第二項第一号」に改める。

第十九条中「第十九条」を「第五十一条」に改める。

第二十六条中「第二十二條の十五」を「第七十二条」に改める。

別表第三中「第15条第2項第1号」を「第48条第2項第1号」に改める。

別表第四中「第15条第2項第2号」を「第48条第2項第2号」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年福岡県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表五の項下欄中サを削る。

別表一一の項下欄イ中「第十条」の下に「（法第三十八条並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合に限る。）」を加え、「薬局の管理者等」を「管理者等」に改め、「（法第三十八条並びに第四十条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同欄中ロからヘまでを削り、トをロとし、チをハとし、リからレまでを削り、同欄ソ中「薬局開設、」を削り、同欄中ソをニとし、同欄ツ中「薬局開設、」を削り、同欄中ツをホとし、同欄ネ中「薬局開設、」を削り、同欄中ネをへとし、同欄ナ中「薬局開設、」を削り、同欄中ナをトとし、ラを削り、同欄ム中「第六条」の下に「（施行規則第四百九条、第五百九条及び第七十八条において準用する場合に限る。）」を加え、「薬局開設の」及び「施行規則第四百九条、百五十九条及び百七十八条において準用する場合並びに」を削り、同欄中ムをチとし、ウからヤまでを削り、マをリとし、ケからシまでをヌからナまでとし、エを削り、同欄ヒ中「施行細則」を「薬事法施行細則（昭和三十七年福岡県規則第二十九号。以下この項において「施行細則」という。）」に改め、同欄中ヒをラとし、モをムとし、セをウとする。

別表三二の三の項を次のように改める。

三二の三 削除

別表三三の項下欄イ中「カワウ」を削る。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十一号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一号中ツをネとし、ヌからソまでをルからツまでとし、同号リ中「与える」を「与え、当該意見書を受領する」に改め、同号中リをヌとし、イからチまでをロからリまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 条例第三条第二項の規定に基づき、意見書を受領すること。

第二十条第二項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、第八号及び第九号を削り、同条第五項第四号ト中「第六十九条第三項」を「第六十九条第四項」に改め、同条第十二項第九号中「障害者自立支援法（以下この号中「法」という。）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この号中「法」という。）」に改める。

第二十三条第二項第一号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第二十四条第一号中ルを削り、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、ワの次に次のように加える。

カ 法第二十七条第一項の規定に基づき、法第二十六条第一項第一号に規定する児童又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十八条第二項の規定による送

致のあった児童に対し、同項各号に掲げる措置を行うこと。

第二十四条第一号ユ中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同号メからエまでの規定中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号ヒ中「施設支給決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同号モ中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号セ及びス中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同号イ中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改める。

第二十七条第一号イ(4)中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下この号及び第三号中「障害者総合支援法」という。）」に改め、同号イ(5)から(8)までの規定並びに同条第三号イ(4)及び(5)中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第三十九条第二号を次のように改める。

二 高等技術専門学校等の管理及び運営に関する事務

この号中福岡県職業能力開発促進条例（平成二十四年福岡県条例第六十号）を「条例」、福岡県職業能力開発促進条例施行規則（平成二十五年福岡県規則第一号）を「規則」という。

イ 公の施設条例第二十二條の規定に基づき、訓練生が同条各号の一に該当すると認めるとき、退校させ、又は訓練を受けることを停止すること。

ロ 条例第七條の規定に基づき、中学校を卒業した者又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めること。

ハ 条例第八條の規定に基づき、入校を許可すること。

ニ 条例第九條の規定に基づき、訓練生の退校を許可すること。

ホ 規則第四條ただし書の規定に基づき、休校日を変更し、又は臨時休校すること。

ヘ 規則第五條の規定に基づき、募集要項を作成し、及び掲示するとともに、募集に必要な措置を講ずること。

ト 規則第六條の規定に基づき、入校願を受領すること。

チ 規則第六條第一項第一号括弧書の規定に基づき、卒業を証明する書類の提出の

省略を認めること。

リ 規則第六條第一項第四号の規定に基づき、必要と認める書類を決定すること。
ヌ 規則第七條第一項の規定に基づき、応募者につき、公共職業安定所長と協議して選考を行うこと。

ル 規則第七條第三項の規定に基づき、入校の許可について、当該本人及び公共職業安定所長に通知すること。

ヲ 規則第八條の規定に基づき、訓練生が提出する誓約書及び健康診断書を受領すること。

ワ 規則第八條ただし書の規定に基づき、健康診断書の提出の省略を認める基準を定めること。

カ 規則第九條の規定に基づき、欠席届及び医師の診断書その他欠席の理由を明らかにした書面を受領すること。

ヨ 規則第十條第一項の規定に基づき、退校願を受領すること。

タ 規則第十條第二項の規定に基づき、退校の許可について、当該本人に通知すること。

レ 規則第十二條の規定に基づき、退校について、公共職業安定所長に通知すること。

ソ 規則第十三條第一項の規定に基づき、訓練生の技能及びこれに関する知識の程度が進級に値すると認め、進級させること。

ツ 規則第十三條第二項の規定に基づき、所定の課程を修了した訓練生に対し修了証書を交付すること。

ネ 規則第十四條の規定に基づき、訓練生指導要録を作成すること。

ナ 規則第十五條の規定に基づき、訓練生を表彰すること。

第五十條第二項第一号ネ中「第二十二條の八第一項第十号」を「第六十條第一項第十号」に改め、同号ナ中「第二十二條の十一第一項第五号」を「第六十三條第一項第五号」に改め、同号ラ中「第二十二條の十一第二項」を「第六十三條第二項」に改め、同条第六項第五号イ(1)中「カワウ」を削り、同号を同項第六号とし、同項第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 養蜂振興法（昭和三十年法律第八十号。以下この号中「法」という。）の施行

に関する事務

イ 法第九条第一項の規定に基づき、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

第五十条第八項第四号ノ中「第十条」を「第十条の八」に改め、同号ヤ中「第三十四条第一項第四号」を「第三十四条第一項第七号」に改める。

第五十六条第一号二中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同号中ネをウとし、ツをムとし、同号ソ中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号中ソをラとし、同号レ中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改め、同号中レをナとし、タをネとし、ヨをツとし、カをレとし、レの次に次のように加える。

ソ 法第二十六条第五項の規定に基づき、家畜防疫員に同条第四項の設備を設置させること。

第五十六条第一号中ワをタとし、同号ヲ中「又は疑似患畜」を「、疑似患畜又は指定家畜」に改め、同号中ヲをヨとし、ルをカとし、ヌをワとし、同号リ中「又はアフリカ豚コレラ」を「、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ」に改め、同号中リをヲとし、チをヌとし、ヌの次に次のように加える。

ル 法第十三条の二第一項の規定に基づき、獣医師（獣医師による診断又は検案を受けていない家畜又はその死体についてはその所有者）から、家畜が農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見した旨の届出を受領すること。

第五十六条第一号中トの次に次のように加える。

チ 法第十二条の四第一項の規定に基づき、家畜の所有者から、飼養している当該家畜の頭羽数及び飼養に係る衛生管理の状況に関する報告を受領すること。

リ 法第十二条の五の規定に基づき、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者に対し、当該家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われるよう必要な指導及び助言をすること。

第七十条第九項第二号中ル及びビヲを削り、ワをルとし、カからタまでをヲからカまで

とし、同号レ中「第七条第二項」を「第九条第二項」に改め、同号中レをヨとし、ソ及びツを削り、同号ネ中「第九条」を「第十条」に改め、同号中ネをタとし、同号に次のように加える。

レ 施行規則第十六条の二第三項の規定に基づき、公園施設の供用日等を変更すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第七十条第九項第二号の改正規定は、平成二十五年四月二十七日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事とした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行の際現に知事に対して行っている申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）で、施行日以後において改正後の福岡県事務委任規則の規定により委任を受けた者（以下「受任者」という。）が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、受任者がした処分その他の行為又は受任者に対して行っている申請等とみなす。

告示

福岡県告示第五百六十八号

福岡県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の数（昭和五十一年六月福岡県告示第六十五号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

第一号から第三号までの規定中「四十四人」を「五十人」に改める。
福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第五百六十九号

収納代理金融機関の指定（平成五年一月福岡県告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

一の表収納代理金融機関名の欄中
 「福岡みやこ農業協同組合
 福岡豊築農業協同組合」を「福岡京築農業協同組合」に改める。

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第五百七十号

福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定（昭和三十三年四月福岡県告示第二百九十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

第四号を次のように改める。

4 削除

第四十八号を次のように改める。

48 削除

第四十九号の次に次の一号を加える。

50 福岡県起業支援型地域雇用創造事業一時金

福岡県告示第五百七十一号

航空機騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに当てはめる地域（平成四年四月福岡県告示第六百七十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改める。
 表を次のように改める。

環境基準	基準値 (140)	当てはめる地域
地域の類型		

II	I
62dB以下	57dB以下
<p>別表に掲げる地域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</p> <p>別表に掲げる地域のうち、類型Iを当てはめた地域以外の地域。ただし、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた工業専用地域、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第二項第三号の規定により定められた森林地域であつて、かつ、都市計画法第七条第一項による市街化区域以外の地域並びに河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域、海上、湖沼及び空港敷地又は飛行場敷地である地域は除く。</p>	

別表第三号中「豊津町、犀川町」を「みやこ町のうち旧豊津町及び旧犀川町の区域」に改める。

福岡県告示第五百七十二号

県が管理する港湾施設の概要（昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

三池港(6)荷さばき施設の表荷さばき地の項中

公共荷さばき地	大牟田市新港町6番地の53（公共岸壁背後）	28,000	を
公共荷さばき地	大牟田市新港町6番53、6番76（公共岸壁背後）	43,000	に改める。

福岡県告示第五百七十三号

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定

める。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の一部を改正する告示

農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程（昭和三十二年九月福岡県告示第八百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知事は、」の下に「農地災害復旧緊急支援事業並びに」を加える。

第二条第三項中「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に、「激甚法」を「激甚法」に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令」に改め、同条第四項及び第五項中「激甚法」を「激甚法」に改め、同条に次の一項を加える。

6 平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた地域における事業の経費のうち、第一項から第三項までの規定を適用して交付すべき補助金の額を除く額に対する補助金の補助率は、次の表のとおりとする。

農地に係るもの	区分	補助率
		十分の五以内

第二条の次に次の一条を加える。

（採択基準）

第二条の二 前条第六項に規定する事業の採択基準は、別表に定めるとおりとする。

第三条第一号中「前条第一項」を「第二条第一項」に改め、同条第二号中「前条第二項」を「第二条第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二条第六項に規定する補助率の適用を受ける事業を施行する者 農地災害復旧緊急支援事業申請書

第五条中「補助金の交付を受けようとする者は」を「第三条第一号及び第二号に規定する者は」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三条第三号に規定する者は、前条の規定による内示を受けた場合は、農地災害復

旧緊急支援事業費交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 耕作者の営農再開確約書

二 被害を受けた農地における園芸用農業施設又は永年作物の被災証明書
第九条及び第十条中「補助金交付の決定を受けた者」を「第三条第一号及び第二号に規定する者で補助金交付の決定の通知を受けたもの」に改める。

第十一条の次に次の二条を加える。

（概算払）

第十一条の二 補助金交付の決定を受けた者は、補助金の概算払を受けようとするときは、農林水産業施設災害復旧事業費補助金概算払請求書又は農地災害復旧緊急支援事業費補助金概算払請求書により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があつた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

（完了報告の提出等）

第十一条の三 第三条第三号に規定する者で補助金の交付を受けたものは、営農を再開した場合は、農地災害復旧緊急支援事業完了報告を営農再開後一月以内に知事に提出しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条の二関係）

農地災害復旧緊急支援事業	次に掲げる要件の全てを満たすもの 一 平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた地域のうち、法第二条に規定する農地において行う事業であること。 二 前号の農地と同時に、当該農地における園芸用農業施設又は永年作物が被害を受けたこと。 三 事業の完了後、園芸用農業施設の補修若しくは更新又は永年作物の定植若しくは改植を行い、営農を再開すること。
--------------	--

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の農林水産業施設災害復旧事業費補助金交付規程の規定は、平成二十四年度分の補助金から適用する。

訓 令

福岡県訓令第二号

本 庁
出先機関
福岡県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県公印規程の一部を改正する訓令

福岡県公印規程（昭和四十年四月福岡県訓令第八号）の一部を次のように改正する。
別表第一の十七の三の項及び十七の四の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県訓令第三号

農林水産部
各農林事務所

福岡県営林看守人服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県営林看守人服務規程の一部を改正する訓令

福岡県営林看守人服務規程（昭和三十五年八月福岡県訓令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（信用失墜行為の禁止）

第四条 看守人は、その職の信用を傷つけ、又は福岡県職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第五条 看守人は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 看守人が、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

様式第三号を次のように改める。

様式第 3 号

(表)

		第 号	
県営林看守人の証			
住所			
氏名			
		年	月 日生
上記の者は、福岡県県営林看守人であることを証明する。			
受持区域			
市			
町	大字	字	
村			
		年	月 日
福 岡 県 知 事 印			

(裏)

県 営 林 看 守 人 服 務 心 得
<p>1 看守人は、所轄農林事務所長（以下「所長」という。）の指揮監督のもとに受持区域の県営林について次に掲げる業務に服しなければならない。</p> <p>(1) 盗伐、盗難、誤伐、侵墾その他の加害行為の防止に関すること。</p> <p>(2) 落葉、下草、樹実等の無断採取の防止に関すること。</p> <p>(3) 境界標識及び制札等の維持管理に関すること。</p> <p>(4) その他所長が指示した事項に関すること。</p> <p>2 看守人は、毎月、受持区域を 1 巡しなければならない。ただし、所長が別に指示した場合はこの限りでない。</p> <p>3 看守人は、火災、盗伐、病虫害等以上を認めたときは、直ちに所長に報告しなければならない。</p> <p>4 看守人は、その職の信用を傷つけ、又は福岡県職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>5 看守人は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>6 看守人は、その業務に服するときは、常にこの証を携帯しなければならない。</p>

(縦 85 ミリメートル 横 60 ミリメートル)

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県訓令第四号

本 出 先 機 関 庁
福 岡 県 警 察 本 部
福 岡 県 教 育 庁
福 岡 県 監 査 委 員 会 事 務 局
福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局
福 岡 県 労 働 委 員 会 事 務 局
福 岡 県 議 会 事 務 局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年三月二十九日

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県知事 小川 洋

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。
第二條第十三号の七の次に次の一号を加える。

十三の七の二 防災危機管理専門監 組織規則第八條第十六項に規定する防災危機管理専門監をいう。

第七條の表知事部局の項中

課長の決裁事項	副課長等又は当該事務を担当する企画（企画広報）監、地域企画監、情報企画監、産業企画監、健康管理監、県政情報監若しくは監査指導監
	副課長を置く課にあつては当該事務を担当する課長補佐、その他の課（副課長を置く課で当該事務を担当する課長補佐がいらない場合を含む。）にあつては当該事務を所掌する係（以下「主

を

	務係」という。）の係長（係を置かない課及び主務係がない課にあつては、課長が指定する職員）
--	--

課長の決裁事項	副課長等又は当該事務を担当する企画（企画広報）監、地域企画監、情報企画監、産業企画監、県政情報監、健康管理監、防災危機管理専門監若しくは監査指導監
	副課長を置く課にあつては当該事務を担当する課長補佐、その他の課（副課長を置く課で当該事務を担当する課長補佐がいらない場合を含む。）にあつては当該事務を所掌する係（以下「主務係」という。）の係長（係を置かない課及び主務係がない課にあつては、課長が指定する職員）

に

改める。

第二十一條第一号を次のように改める。

一 削除

第二十一條の四第二号口中「第二十一條第一号、」を「第二十一條」に改める。

附則

この訓令は、平成二十五年四月三日から施行する。

議 会

福岡県議会告示第二号

福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

福岡県議会議長 松 本 國 寛

福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示

福岡県議会議事務局規程（昭和三十五年十月二十五日福岡県議会公示）の一部を次のように改正する。

第四條の表事務局長の項の次に次のように加える。

法務監
局長の命を受け、事務局の法務に関する事務及び局長が指定する事務を処理する。

第五条第1項中「事務局次長」の下に「及び法務監」を加える。
 第六条第二号中「事務局次長」の下に「法務監」を加え、同条第三号中「事務局次長」の下に「法務監」を加える。

第八条の表中

事務局長の 決裁事項	事務局次長	主務課の課長
---------------	-------	--------

を

事務局長の 決裁事項	事務局次長 ただし、事務局の法務に関する事務及び局長が指定する事務については法務監	主務課の課長
---------------	--	--------

に改める。

別表総務課の部経理係の項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第一号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第五号中「福岡県スポーツ振興公社」を「福岡県スポーツ振興センター」に改める。

附則
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県公立学校職員の金融機関への口座振替額の通知に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第二号

福岡県公立学校職員の金融機関への口座振替額の通知に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公立学校職員の金融機関への口座振替額の通知に関する規則（昭和六十三年福岡県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
 第三号中「財団法人福岡県職員互助会」を「一般財団法人福岡県職員互助会」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県銃砲刀剣類登録審査委員に関する規則（平成十二年福岡県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四名以内」を「五名以内」に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

福岡県教育委員会教育長 杉 光 誠

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁事務分掌規程（平成十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号ホ中「福岡県スポーツ振興公社」を「福岡県スポーツ振興センター」に改め、同条第二号ニ中「学校保健関係者の栄典」を「学校保健及び学校給食に関する表彰」に改め、同号ルの次に次のように加える。

ヲ 健康教育に関する指導助言及び研修に関すること（体育・健康教育班の所掌に係るものを除く。）。

同条第三号ロ中「又はこれらの」を「に関する」に改め、ヘ中「、学校安全」を「及び学校安全」に改め、「及び学校給食」を削る。

同条第四号を次のように改める。

四 スポーツ振興班の分掌事務

イ スポーツに関する指導助言に関すること。

ロ スポーツに関する指導者の養成及び研修に関すること。

ハ スポーツの奨励及びスポーツ行事の実施に関すること。

ニ 競技者の育成強化に関すること。

ホ 国民体育大会に関すること。

ヘ スポーツに関する施設設備及び用具に関すること。

ト スポーツ団体に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第二号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

福岡県教育委員会教育長 杉 光 誠

福岡県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「要するもの」の次に「の処理、例文による事案の処理その他教育長が定める事案の処理について」を加える。

別表一第十二項中第四十号を第四十一号とし、第六号から三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

6 軽易又は定例的な事項の告示、公告その他の公示を行うこと。―― 課長

別表八第三項中「この項中福岡県の職員の任用に関する規則を「任用規則」、地方自治法を「自治法」という。」を削り、同項第三号中「発令すること」の次に「（課長に専決させるものを除く。）」を加え、同項第五号中「県立学校の」の次に「任用の期間を定めて任用する教職員（再任用職員を除く。）及び」を、「発令」の次に「し、又はその期間を更新」を加え、同項第六号を削除し、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表第四項第一号中「教職員（校長、副校長及び教頭を除く。）に係る地公法第二十八条第二項第一号に該当する休職を除く。」を「次号又は教育事務所に専決させるものを除く。」に改める。

別表九第三項第一号中「部長」を「課長」に改め、同項第二号中「部長」を「課長」に改める。

別表十一第十二項第一項中「部長」を「課長」に改める。

別表第十三第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を削り、第十一項から第十九項までを一号ずつ繰り上げる。

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十三号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

指定した施設の表北九州市門司区の項中

北九州市立清見市民センター古城市民サブセンター	北九州市門司区浜町六番二五号
-------------------------	----------------

を

北九州市立清見市民センター古城市民サブセンター	〃 〃 浜町六番二五号
-------------------------	-------------

に改め、

北九州市立松ヶ江北市民センター伊川市民サブセンター	〃 〃 大字伊川一四六二番地二
---------------------------	-----------------

同表北九州市小倉北区の項中

北九州市立富野市民センター	北九州市小倉北区須賀町六番二三号
---------------	------------------

を

北九州市立富野市民センター	〃 〃 須賀町六番二三号
北九州市立小倉中央市民センター	〃 〃 大字藍島

に改め、

同表久留米市の項中

船越校区公民館	久留米市田主丸町船越一七五番地四
---------	------------------

柴刈校区公民館	〃 田主丸町八幡九四五番地三
---------	----------------

を

川会校区公民館	〃 田主丸町以真恵二五三番地二
竹野校区公民館	〃 田主丸町竹野二二三〇番地五

に、

船越校区コミュニティセンター	久留米市田主丸町船越一七五番地四
柴刈校区コミュニティセンター	〃 田主丸町八幡九四五番地三
川会校区コミュニティセンター	〃 田主丸町以真恵二五三番地二
竹野校区コミュニティセンター	〃 田主丸町竹野二二三四番地一

を

日吉校区コミュニティセンター	久留米市日吉町八三
----------------	-----------

に改め、

日吉校区コミュニティセンター	久留米市日吉町八三
水縄校区コミュニティセンター	〃 田主丸町石垣九一三番地一五

同表直方市の項中

赤地生活館	直方市大字赤地一六番地の三
-------	---------------

直方市赤地生活館	天神山教育集会所	山部教育集会所	江口集会所	光田集会所	川北集会所	下境三区集会所	下境公民館	貴船集会所	二字町集会所	宮浦住宅集会所	本洞生活館	(感田)生活館
直方市大字赤地一六番地三	〃 植木一七一の一七	〃 山部九一の一四	〃 知古一二八一の一	〃 植木二二〇七の二	〃 上頓野四八四六	〃 下境三九一〇の三	〃 下境三三三四	〃 下新入五六六の二	〃 山部一四〇五	〃 大字下境一一三七番地の一	〃 大字下境三八二四番地の一	〃 大字感田二一九四番地の一

を

赤地集会所	中泉牟田集会所	直方市植木教育集会所	直方市山部教育集会所	直方市知古集会所	直方市植木集会所	直方市上頓野集会所	直方市下境第二集会所	直方市下境第一集会所	直方市下新入集会所	直方市山部第二集会所	直方市下境生活館	直方市感田生活館
〃 大字赤地六一一一	直方市中泉一二二〇	〃 大字植木一七一番地一七	〃 大字山部九一一番地四	〃 大字知古一二八一番地九	〃 植木二二〇七番地二	〃 大字上頓野四八四六番地三	〃 大字下境三九一〇番地三	〃 大字下境三三三四番地	〃 大字下新入五六六番地三	〃 大字山部一四〇五番地	〃 大字下境三八二五番地一	〃 大字感田二一九四番地一

に

直方市中泉第二集会所	直方市赤地集会所	直方市新入教育集会所	直方市下境第四集会所	直方市下境第三集会所	日烧教育集会所	中泉犬田集会所	感田若柳集会所	感田中牟田集会所	中泉教育集会所	中泉八反田集会所	日烧集会所	本洞集会所	行定教育集会所
直方市中泉一一二〇番地	赤地六一番地一	大字下新入五〇七番地六	大字下境四〇七八番地六	大字下境三九一〇番地二八	下境三九一〇一四〇一	中泉一〇一八一四五	感田二二六七一二	感田一四七二一四	中泉一〇二八一六	中泉一二六四一五	下境三九一〇一三八	下境四〇七八一六	下新入五〇七一六

を

白水ヶ丘地区公民館	松ヶ丘地区公民館	須玖南地区公民館	桜ヶ丘地区公民館	惣利地区公民館	上白水地区公民館	泉地区公民館	同表春日市の項中	直方市中泉第一集会所	直方市感田第二集会所	直方市感田第一集会所	直方市中泉第二教育集会所	直方市中泉第三集会所
白水ヶ丘三丁目四六番地	松ヶ丘五丁目三五番地	須玖南四丁目二八番地	桜ヶ丘七丁目一番地二	惣利三丁目一三三番地一	上白水六丁目七七番地	春日市泉二丁目四番地		大字中泉一〇一八番地四五	大字感田二二六七番地二	大字感田一四七二番地四	大字中泉一〇二八番地六	大字中泉一二六四番地一五

に改める、

小倉東共同利用施設	昇町共同利用施設	紅葉ヶ丘共同利用施設	大谷共同利用施設	ちくし台共同利用施設	若葉台西共同利用施設	宝町共同利用施設	大和町共同利用施設	春日共同利用施設	光町共同利用施設	春日原南共同利用施設	千歳町共同利用施設	春日原共同利用施設	サン・ピオ地区公民館
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
小倉東二丁目二番地	昇町五丁目一二番地	紅葉ヶ丘西四丁目一番地	大谷四丁目七番地	ちくし台三丁目九二番地二	若葉台西三丁目四番地一	宝町四丁目一五番地二	大和町二丁目一六番地二	春日三丁目四八番地	光町二丁目一八〇番地一	春日原南町四丁目五二番地二	千歳町三丁目三二番地一	春日原南町四丁目三七番地八四	大和町五丁目一番地四

を

春日市上白水地区公民館	春日市泉地区公民館	白水池コミュニティセンター	下白水南コミュニティセンター	平田台コミュニティ供用施設	小倉コミュニティ供用施設	須玖北コミュニティ供用施設	弥生コミュニティ供用施設	下白水北コミュニティ供用施設	天神山コミュニティ供用施設	岡本コミュニティ供用施設	日の出町コミュニティ供用施設	春日公園共同利用施設	若葉台東共同利用施設
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
上白水六丁目七七番地	春日市泉二丁目四番地	白水池二丁目四八番地	下白水南三丁目四四番地	平田台四丁目三二番地	小倉二丁目九三番地三	須玖北五丁目一五一番地	弥生七丁目五〇番地	下白水北四丁目一九番地	天神山二丁目五三番地	岡本三丁目六五番地	日の出町二丁目六一番地二二	春日公園二丁目四七番地	若葉台東二丁目八六番地二

春日市若葉台西共同利用施設	春日市宝町共同利用施設	春日市大和町共同利用施設	春日市春日共同利用施設	春日市光町共同利用施設	春日市春日原南共同利用施設	春日市千歳町共同利用施設	春日市春日原共同利用施設	春日市サン・ビオ地区公民館	春日市白水ヶ丘地区公民館	春日市松ヶ丘地区公民館	春日市須玖南地区公民館	春日市桜ヶ丘地区公民館	春日市惣利地区公民館
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
若葉台西三丁目四番地一	宝町四丁目一五番地三	大和町二丁目一六番地二	春日三丁目四八番地	光町二丁目一八〇番地一	春日原南町四丁目五二番地二	千歳町三丁目三二番地一	春日原南町四丁目三七番地八四	大和町五丁目一番地四	白水ヶ丘三丁目四六番地	松ヶ丘五丁目三五番地	須玖南四丁目二八番地	桜ヶ丘七丁目一番地二	惣利三丁目一三三番地一

春日市小倉コミュニティ供用施設	春日市須玖北コミュニティ供用施設	春日市弥生コミュニティ供用施設	春日市下白水北コミュニティ供用施設	春日市天神山コミュニティ供用施設	春日市岡本コミュニティ供用施設	春日市日の出町コミュニティ供用施設	春日市春日公園共同利用施設	春日市若葉台東共同利用施設	春日市小倉東共同利用施設	春日市昇町共同利用施設	春日市紅葉ヶ丘共同利用施設	春日市大谷共同利用施設	春日市ちくし台共同利用施設
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
小倉二丁目九三番地三	須玖北五丁目一五一番地	弥生七丁目五〇番地	下白水北四丁目一九番地	天神山二丁目五三番地	岡本三丁目六五番地	日の出町二丁目六一番地一二	春日公園一丁目四七番地	若葉台東二丁目八六番地二	小倉東二丁目二二番地	昇町五丁目一二二番地	紅葉ヶ丘西四丁目一番地一	大谷四丁目七番地一	ちくし台三丁目九二番地二

に改め、

相島漁村センター	新宮町大字相島一三七七番地	を
原上公民館	新宮町大字原上一三六二―三番地	に
原上公民館	新宮町大字原上一六五七―八番地	を
下府二区公民館	〃 下府五丁目二番一四号	に
下府一区公民館	新宮町下府一丁目九番二二号	
下府二区公民館	〃 大字下府八四〇―一九五	を
下府一区公民館	新宮町大字下府九八七―一番地	
同表新宮町の項中		
春日市白水池コミュニティセンター	〃 白水池二丁目四八番地	
春日市下白水南コミュニティセンター	〃 下白水南三丁目四四番地	
春日市平田台コミュニティ供用施設	〃 平田台四丁目三二番地	

同表柏屋町の項中

相島災害時援助施設	新宮町大字相島一三七七番地	に改め、
町民体育館	柏屋町大字仲原一三六七	を
町民体育館	柏屋町仲原一丁目一六番一号	に改める。

人事委員会

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号

）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

布する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公

この規則は、平成二十五年四月三日から施行する。

附 則

別表第一知事部局の項中「県政情報監」を「県政情報監 防災危機管理専門監」に改

部を次のように改正する。

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

福岡県人事委員会規則第三号

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

平成二十五年三月二十九日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

この規則は、平成二十五年四月三日から施行する。

附 則

副課（室）長
企画広報監
企画監
地域企画監
情報企画監
産業企画監
県政情報監
監査指導監
検査監
建設監理監
参事（人事委員
会が定めるもの
に限る。）

を

副課（室）長
企画広報監
企画監
地域企画監
情報企画監
産業企画監
県政情報監
防災危機管理專
門監
監査指導監
検査監
建設監理監
参事（人事委員
会が定めるもの
に限る。）

に改める。

平成二十五年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第四号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ甲表中

室長
副課長
副室長
監察監
企画広報監
企画監
地域企画監
情報企画監
産業企画監
県政情報監
監査指導監
検査監
建設監理監

を

室長
副課長
副室長
監察監
企画広報監
企画監
地域企画監
情報企画監
産業企画監
県政情報監
防災危機管理專
門監
監査指導監
検査監
建設監理監

に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月三日から施行する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第五号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一議会の項中「事務局次長」を「事務局次長 法務監」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一議会事務局の項中「事務局次長」を「事務局次長 法務監」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第七号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一イ甲表中

事務局次長 副理事	参事 室長 副課長 企画監	参事補佐 企画主幹	企画主査	議会事務局
--------------	------------------------	--------------	------	-------

を

事務局次長 法務監 副理事	参事 室長 副課長 企画監	参事補佐 企画主幹	企画主査	議会事務局
---------------------	------------------------	--------------	------	-------

に改める。

別表第五ロ乙表中「甲表4級の欄に掲げる職」の次に「（次長、課長及び科長を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年改正条例附則第八項の規定による研究職給料表の経過的特例に関し必要な事項を定める規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第八号

平成二十五年改正条例附則第八項の規定による研究職給料表の経過的特例

に關し必要な事項を定める規則
(趣旨)

第一条 この規則は、平成二十五年改正条例附則第八項の規定による研究職給料表の経過的特例に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 県職員給与条例 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)をいう。

二 警察職員給与条例 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)をいう。

三 県職員改正条例 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第十一号)をいう。

四 警察職員改正条例 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第二十五号)をいう。

五 平成二十五年改正条例附則第八項 県職員改正条例附則第八項及び警察職員改正条例附則第八項をいう。

六 給与条例施行規則 福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十三年福岡県人事委員会規則第十三号)をいう。

七 初任給規則 福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年福岡県人事委員会規則第九号)をいう。

八 退職手当条例施行規則 福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則(昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号)をいう。

九 特四級適用職員 県職員改正条例附則第三項から第七項までの規定に基づき県職員改正条例附則別表研究職特例給料表を適用されその職務の級を同給料表に掲げる特四級とされた職員及び警察職員改正条例附則第三項から第七項までの規定に基づき警察職員改正条例附則別表研究職特例給料表を適用されその職務の級を同給料表に掲げる特四級とされた職員をいう。

十 昇格 特四級適用職員の職務の級を研究職給料表の五級に変更することをいう。

十一 降格 特四級適用職員の職務の級を研究職給料表の四級より下位の職務の級に変更することをいう。

(昇格の際の号給)

第三条 昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給)とする。

(降格の際の号給)

第四条 研究職給料表の三級に降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 研究職給料表の三級より下位の職務の級に降格させた場合におけるその者の号給は、前項の規定により研究職給料表の三級に降格させた場合の号給を基礎として、前項の取扱いに準じた号給決定が順次行われたものとした場合に決定されることとなる号給とする。

(昇給)

第五条 特四級適用職員の昇給は、初任給規則第二十九条から第三十四条までに定めるところによる。

(復職時等における号給の調整)

第六条 特四級適用職員の復職時等における号給の調整は、初任給規則第三十六条に定めるところによる。

(期末手当及び勤勉手当の加算割合)

第七条 特四級適用職員の期末手当及び勤勉手当の算出に当たっては、特四級適用職員を県職員給与条例第二十一条第五項及び警察職員給与条例第二十条第五項の行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職給料表三級十三号給以上の職員に相当する職員として人事委員会規則で定めるものとし、給与条例施行規則別表第二の研究職給料表の加算割合欄に定める職務の級四級の職員のうち人事委員会が別に定める職員に適用される割合と同じ割合を県職員給与条例第二十一条第五項及び警察職員給与条例第二十条第五項の百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。

(退職手当の調整額に係る職員の区分)

第八条 特四級適用職員に対する退職手当条例施行規則第三条の五の規定による職員の区分は、退職手当条例施行規則別表口の表第五号区分の項第五号の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるものに適用される区分と同じ区分とする。

(補則)

第九条 この規則により難しい事情があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第九号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二号中「。以下「同居配偶者」という」を削る。

第十二条の三を削る。

第十二条の四中「県職員給与条例第十三条の三第三項、警察職員給与条例第十二条の三第三項及び学校職員給与条例第十三条の三第三項」を「県職員給与条例第十三条の三第二項、警察職員給与条例第十二条の三第二項及び学校職員給与条例第十三条の三第二項」に改め、同条を第十二条の三とする。

第十二条の四の二の見出しを「(権衡職員の範囲)」に改め、同条中「県職員給与条例第十三条の三第三項、警察職員給与条例第十二条の三第三項及び学校職員給与条例第十三条の三第三項」を「県職員給与条例第十三条の三第二項、警察職員給与条例第十二条の三第二項及び学校職員給与条例第十三条の三第二項」に改め、「(第十二条の四の

四において「単身赴任手当権衡職員」という。）」、「(第十二条の四の四及び第十二条の四の五において「単身赴任手当の支給要件に係る子」という。))」及び「。次条及び第十二条の四の四において「異動又は公署の移転」という。」を削り、同条を第十二条の四とする。

第十二条の四の三から第十二条の四の五までを削る。

第十二条の五第一項中「、住宅の所有関係等」を削り、「家賃の額、住宅の所有関係等」を「家賃の額等」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 12 条の 5 関係)

1 号紙

住 居 届

年 月 日提出

任命権者	勤務公署名			
	殿	職名	氏名	印

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則第 12 条の 5 の規定に基づき、居住の実情を届け出ます。
(契約書等証明書類 通添付)

届け出の理由 (該当する□に✓印を付する。)

- 1 新規
- 2 支給要件の喪失
- 3 住居の変更 (1 又は 2 に該当する場合を除く)
- 4 契約関係の変更
- 5 家賃額の改定 (届出の理由が生じた日)
- 6 その他 () 年 月 日

借家・借間	契約開始日	年 月 日から	住宅への入居日	年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅所有者	続柄 ()	住 所	
	住宅の貸主	続柄 ()	住 所	
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄 () 共同名義人が <input type="checkbox"/> いない 続柄 () <input type="checkbox"/> いる ()		
家賃等	月額 円 (年 月 日から)	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 (光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)		

配偶者等の借家借間	契約開始日	年 月 日から	住宅への入居日	年 月 日
	住宅の所在地			
	住宅所有者	続柄 ()	住 所	
	住宅の貸主	続柄 ()	住 所	
	住宅の借主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 続柄 () 共同名義人が <input type="checkbox"/> いない 続柄 () <input type="checkbox"/> いる ()		
家賃等	月額 円 (年 月 日から)	左記家賃等には <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 (光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている。(まかない付下宿代)		

受 理 年 月 日 年 月 日 受 理 ㊞

記入上の注意

「家賃額」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例：光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例：まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入し、この場合、該当するものについて✓印を付するものとする。

また、職員が、その扶養親族の借り受けている住宅を転貸している場合には、当該扶養親族と貸主との契約に係る家賃を記入する。

2 号紙

確 認 及 び 決 定 欄					
規則第12条の7に規定する家賃額に相当する額は 円であると算定する。					
決 定 事 項	該 当 ・ 非 該 当 の 別	支給の始期等	住居手当の月額	算出基礎	備考
	<input type="checkbox"/> 該当	年 月 日	円		
	<input type="checkbox"/> 借家・借間等の居住者	年 月 日	円		
	<input type="checkbox"/> 配偶者等の借家・借間等	年 月 日	円		
	<input type="checkbox"/> 非該当理由	年 月 日	円		
上記のとおり確認し、決定する。			決	職 名	
年 月 日			裁	印	
摘要					

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第十一号) 附則第二項、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第二十二号) 附則第二項及び福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第二十五号) 附則第二項の規定による住居手当が支給される間において、この規則による改正前の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則(以下「改正前の規則」という。) 第十二条の三、第十二条の四の三から第十二条の四の五まで及び第十二条の五第一項並びに様式第三号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の規則第十二条の三中「県職員給与条例」とあるのは「福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第十一号) 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例本則の規定による改正前の県職員給与条例(以下「改正前の県職員給与条例」という。)」と、「警察職員給与条例」とあるのは「福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第二十五号) 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例本則の規定による改正前の警察職員給与条例(以下「改正前の警察職員給与条例」という。)」と、「学校職員給与条例」とあるのは「福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年福岡県条例第二十二号) 附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例本則の規定による改正前の学校職員給与条例(以下「改正前の学校職員給与条例」という。)」と、改正前の規則第十二条の四の三から第十二条の四の五までの規定中「県職員給与条例」とあるのは「改正前の県職員給与条例」と、「警察職員給与条例」とあるのは「改正前の警察職員給与条例」と、「学校職員給与条例」とあるのは「改正前の学校職員給与条例」と、改正前の規則様式第三号中「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則」とあるのは「福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則(平成二十五年福岡県人事委員会規則第九号) 附則第二項の規定によりなおその効力を有することと

される同規則本則の規定による改正前の福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則」とする。

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 箕田 孝行

福岡県人事委員会規則第十号

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「十年」を「十五年」に改める。

第六条第一項中「若しくは第三号又は第四条第二号」を削り、「十年」の下に「、第三条第三号又は第四条第二号に規定する職員にあつては十五年」を加える。

別表中

円	円	円
159,100	100,000	30,000
159,100	100,000	27,000
159,100	100,000	24,000
159,100	100,000	21,000
159,100	100,000	18,000
159,100	90,000	15,000
159,100	80,000	12,000
159,100	60,000	9,000
159,100	40,000	6,000
159,100	20,000	3,000
159,100		
159,100		
159,100		
159,100		
159,100		
159,100		
159,100		
156,500		

153,900
151,300
148,700
146,100
140,500
135,200
129,600
124,300
118,900
111,100
103,200
95,400
87,600
79,100
70,700
62,000
49,400
37,500

を

151,300			円	円	円
148,700			159,100	100,000	30,000
146,100			159,100	100,000	28,000
140,500			159,100	100,000	26,000
135,200			159,100	100,000	24,000
129,600			159,100	100,000	22,000
124,300			159,100	90,000	20,000
118,900			159,100	80,000	18,000
111,100			159,100	60,000	16,000
103,200			159,100	40,000	14,000
95,400			159,100	20,000	12,000
87,600			159,100		10,000
79,100			159,100		8,000
70,700			159,100		6,000
62,000			159,100		4,000
49,400			159,100		2,000
37,500			159,100		
			156,500		
			153,900		

に

改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十一号

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第四号」に改める。
様式第八号中

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十二号

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第七中

2	
7	
2	
10	
2	
13	

を

防作	疫業				
		円		円	
			日		日
		円		円	
			日		日
			日		日

に

を

2	2
7	9
2	2
10	12
2	2
13	15
2	
7	
2	
10	
2	
13	

に改める。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県人事委員会訓令第一号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年福岡県人事委員会訓令第二号）の

一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の項第十三項中第四号を第五号とし、同項第三号中「県営工事特殊業務手当」を「危険業務手当」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「坑内作業手当」を「危険業務手当」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

2 第三条第二項第三号の規定により、著しく危険である作業と認めること。

別表第一給与公平課の項第二十一項中第二号を削り、同項第三号中「第十二条の四の二」を「第十二条の四」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同項第五号の二を同項第四号とし、同項第五号の三を同項第五号とする。

別表第一給与公平課の項中第四十六項を第四十七項とし、第四十五項を第四十六項とし、第四十四項の次に次の一項を加える。

四十五 平成二十五年改正条例附則第八項の規定による研究職給料表の経過的特例に関し必要な事項を定める規則（平成二十五年福岡県人事委員会規則第八号）に基づく次の事務

1 第九条の規定により、この規則により難い場合の別段の取扱いを承認すること。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の別表第一給与公平課の項第二十一項及び第四十五項の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

福岡県収用委員会訓令第一号

福岡県収用委員会の文書の取扱いに関する規程を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

福岡県収用委員会会長 稲 澤 勝 彦

福岡県収用委員会の文書の取扱いに関する規程

福岡県収用委員会の事務に係る文書の取扱いに関しては、特に定める場合を除いては、福岡県文書管理規程（平成十六年一月福岡県訓令第一号）の規定の例による。

附則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。